

商工業振興対策補助金（従事者研修）
（技術研修・人材育成研修・eラーニング研修）
申請手引書

令和7年度(2025 年度)版

○助成内容

補助金区分			補助額	対象となるもの（一例）	補助対象経費
区分	主催	期間			
技術研修	国、県等の 公的機関	長期 （1ヶ月 以上）	男性：3分の2 以内 女性：全額	機械加工科（職業訓練校）、 切削加工技術コース（長野県工業会） 三次元 CAD 技術（雇用能力開発機構）等	受講料 テキスト代
		短期	全額	デジタル電子回路講習（技術専門校）、 組み込み C 言語プログラミングコース（長野県産業大学校）、 フライス盤実践（松本能力開発促進センター）等	※交通費、宿泊 費、消費税は対 象となりませ ん。
	民間		男性：2分の1 以内 女性：全額 （4万円限度）	座標測定システム講習（ミットヨ計測学院）、 機械設計7つ道具セミナー（3次元設計センター SUWA）等	（対象は市内事 業所に在勤の 従業者が受講 した研修にな ります。）
人材育成	公的機関・民間		2分の1以内 （2万円限度）	貿易実務講座（ジエトロ）、諏訪ものづくり指南塾（スフエ）、 新任管理者育成コース（中小企業大学校）、 パソコン中級コース（職業訓練校）、 知的財産権基礎講座（発明協会）等	
eラーニ ング	公的機関・経済団体等 ※一工業者単位の補 助となります		2分の1以内 （20万円限度）	パソコン、モバイル端末等の電子機器と情報通信技術 を使用して実施される研修	受講料 ID登録料 管理料 ※通信料等は 対象外となり ます。

※資格・免許取得が前提となっている講習については、労働安全衛生法で定められているものが対象です。

※いずれも予算の範囲内での助成になります。

※期間は講座等の開始日から終了日までの期間をいいます。

○補助対象期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日までに受講を完了した研修

○提出期限

令和8年3月10日(火) 午後5時

原則として提出期限を以降に提出されたものについては、交付できません。

(なお、提出日以降に研修の受講を行う場合については、事前にご相談ください。)

○提出書類

No	提出書類	部数	様式等	チェック欄
1	商工業振興対策補助金(従事者研修)交付申請書	各1※	※人材育成研修、技術研修、eラーニング研修 それぞれについて原本の提出が必要です。 従事者研修内容一覧表は、 <u>男女の別が分かるように記載</u> してください。	
2	商工業振興対策補助金(従事者研修)実施報告書	各1※		
3	従事者研修内容一覧表	各1※		
4	領収書の写し(受講料等の支払確認ができるもの)	1		
5	研修内容が把握できる書類 (募集要項・チラシ・テキスト類の写し等)	1		
6	終了証書の写し(交付がなされている場合のみ)	1		
7	従事者研修内容一覧表の電子データ(Excel形式)		下記までメールでご送付ください。 E-mail:syoukou@city.suwa.lg.jp	

※従事者研修内容一覧表について、技術研修と人材育成の区分けができない場合は、一括で記入いただいても構いません。

※交付申請書、実施報告書は、各1部ご提出ください。例えば、人材育成研修と技術研修を申請する場合は各1部(合計2部) 人材育成研修と技術研修とeラーニング研修を申請する場合は各1部(合計3部) ご提出ください。

※区分けについては、研修内容や過去の実績により個別に判断させていただきますので、あらかじめご了承ください。

○補助金の交付日（お知らせいただいた口座への振込予定日）

令和8年4月末を予定しています。

○Q & A

Q 1. 研修の期間が2年間なのですが、どのように申請したらよいですか？

A 1. 研修が終了した年度で申請をして下さい。今年度は、令和7年4月1日～令和8年3月31日までに受講が終了する研修が対象となります。（eラーニングも同様です。）

Q 2. 技術研修と人材育成研修の違いがよくわからないのですが？

A 2. 技術研修とは、例として工作機械（フライス盤）等を利用して体験型の研修を行ったものを対象としています。座学が中心の研修やセミナー等、技術的なものでも講義が主体となっているものは人材育成研修としています。区分けについては、研修内容や過去の実績により個別に判断させていただきますので、あらかじめご了承ください。

Q 3. 諏訪圏ものづくり推進機構の新入社員実践道場も補助の対象になりますか？

A 3. 人材育成研修としての助成対象になります。

Q 4. 提出期限（令和8年3月10日）以降に研修を受講するのですが？

A 4. 補助の対象となりますが、予算執行の都合上必ず事前にご相談ください。

Q 5. 申請書類の記入の仕方がよくわかりません。

A 5. Web上にあります記入例を参照してください。

Q 6. 研修内容が把握できる書類（募集要項・チラシ・テキスト類の写し等）がないのですが。

A 6. 研修内容によって補助金額が変わるため、必ず添付するようにしてください。

Q 7. 他の補助金（ハローワーク等）を貰っている研修であっても、申請ができますか？

A 7. 補助金の二重取りの形になりますので、申請することはできません。

Q 8. 補助金を市からもらったことは、他の人からはわかりませんか？

A 8. 補助金のあり方について、諏訪市として情報公開をしていくことになっています。

Q 9. 諏訪市外にも事業所があるのですが、その事業所に在勤の従業員が受けた研修も対象になりますか？

A 9. 対象外とさせていただきます。

Q 10. 社内に講師等を招いて行った研修も対象となりますか？

A 10. 基本的に、従業員を研修に派遣した場合が対象となります。社内で行った講演会等は対象となりません。

Q 11. 個人の資格取得のための研修も対象となりますか？

A 11. 補助金の性格上、一個人の資格取得に関するものは助成の対象外とさせていただきます。

Q 12. オンライン研修（eラーニング等）は対象になりますか？

A 12. eラーニング研修についても補助対象となります。令和7年4月1日～令和8年3月31日までに受講が終了する研修が対象となります。

Q 13. eラーニングはどこまでが対象経費となりますか？

A 13. 従事者にeラーニングを受講させた場合に要する受講料やID登録料等が対象です。

Q 14. eラーニングの対象経費にならないものはどのようなものですか？

A 14. パソコンやオンライン機器等設備の導入費用

インターネット回線使用料や通信料

教養等の職務に関係のない研修の受講料（海外勤務の従業員や外国人への語学研修は対象となります）

受講料等の経費が一般に公開されていないもの（自社で独自に企画した研修は対象外となります）

Q 1 5. ○○は e ラーニングの対象経費になりますか？

A 1 5. e ラーニングは内容が多岐に渡るため、上記以外のものについては個別に対応します。申請前にご相談ください。

Q 1 6. 申請書と実施報告書及び従事者研修内容一覧表は、なぜ各 1 部ずつ提出する必要があるのですか？

A 1 6. 人材育成研修と技術研修と e ラーニングは、それぞれで交付手続きをするため、各 1 部ずつご提出いただいています。

Q 1 7. 補助金はいくらになるのですか？

A 1 7. 申請内容の精査の後、予算の範囲内で補助金額を調整して 3 月末を目途にご通知いたします。

Q 1 8. 申請の書類を作るのが大変なので、どうにかなりませんか？

A 1 8. 少しでも申請の負担を軽減するために様式集を Web で公開しています。諏訪市の HP からダウンロードしてお使い下さい。(不明な点はお問い合わせください。)

Q 1 9. 公的機関が開催する技術研修を受講しました。研修開始日から終了日までの期間は 1 か月を超えていますが、実質研修開催日は 1 0 日間です。この場合短期となりますか。

A 1 9. 期間は研修開始日から終了日までをいいますので基本的には長期となりますが、個別に判断させていただきます。

問合せ先：諏訪市経済部商工課工業・ブランド振興係

電話 0266-52-4141(内 433、432)

ファックス 0266-58-1677